

# 平成24年度 地域ケアプラザ事業報告書

## 1 施設名

横浜市城郷小机地域ケアプラザ

## 2 事業報告

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なったのか、事業計画書を基に具体的に記載してください。

### 地域の現状と課題について

港北区内においては、比較的高齢者数の少ない地域といえますが、地域の高齢者把握はまだ十分ではなく、地域の見守り体制も整ってはおりません。

また、子育て及び障がい児者支援に関する地域情報も充分把握できていない状況です。

必要なところに支援の手が届けられることを目指して、24年度も横浜市の『地域見守りネットワーク構築支援事業』のモデル事業を継続し、地域主体で地域支援活動が展開できる地域作りを支援しました。

地域のどれだけの方々がどのような支援を求めているのか、情報の把握が不十分な状況では適切な地域福祉保健活動を行なうことは困難と感じます。

このような現状にあって、進行中の以下の活動を引き続き地域で行って行くことにより、城郷地区の総合的見守り体制作りを進めてまいりました。

- I. 支援を必要とする高齢者に一人でも多く支援を行なえるよう、地域包括支援センター及び地域活動交流の活動を通し、高齢者に関する情報を収集、共有しました。
- II. 高齢者支援・子育て支援・障がい児者支援の地域インフォーマル情報の収集と提供を行い、地域ボランティア活動の啓発と支援に役立て、地域福祉保健計画の進行に貢献できるよう努め、地域の要望に応えながら以下の事業を行いました。
  - (1) 地域住民の福祉保健活動等の支援及びこれらの活動の為に、施設の貸し館をいたしました。
  - (2) 福祉保健等に関する講習会、講座等の開催を企画いたしました。
  - (3) 福祉保健等に関する相談及び情報の提供をいたしました。
  - (4) 福祉サービス・保健サービス等の提供に関する調整をいたしました。
  - (5) 市域住民の要望に応えられるよう努め、状況に即した活動を随時柔軟に実施いたしました。
  - (6) 地域活動交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、通所介護事業の四部門の機能と専門性を活かし、各部門が地域にいかに関与できるかを常に考察しつつ、活動運営の改善と改良を繰り返し地域の要求に応えられる業務運営を進めました。
  - (7) 効率化のための改善は、部門にとらわれる事無く全職員により、随時意見を求め、内容を把握し適切に行いました。
  - (8) 高齢者支援・子育て支援・障がい児者支援を行なう地域ケアプラザの活動指針に則り、地域情報の収集とインフォーマル情報の提供を行い、地域ボランティア活動の啓発と支援に役立て、ひっとプラン港北「たすけあうまち城郷」活動を推進しました。
- III. 城郷地区が住民の誰にとっても安心して安全なまちとなり、地域福祉先進地域となるように、社会福祉法人秀峰会はこのケアプラザの運営に全力で取り組み、地域ケアプラザの役割と責任を果たしてまいりました。

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

1. 横浜市城郷小机地域ケアプラザを預かる指定管理者として、施設や設備の価値を維持できるよう誠実に管理しました。
2. 法人の5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）1U（美しい）の取組みを推進し職員一人ひとりが施設管理への意識を持つと共に、利用者の視点に立った設備の安全と快適な環境作りに配慮し、きめ細かいメンテナンス対策を進めました。
3. 建物の管理は、日常点検と定期点検を実施し、横浜市の「公共建築物簡易点検マニュアル」に沿って確実に行いました。定期点検については、専門業者に委託して実施していますが、点検結果等については建築局や港北区役所に報告すると共に、年間計画を作成し、点検基準に基づき管理しました。
4. 設備管理は、設備・機器自体の保全と共に、適正運転がなされることが重要であり、そのため専門業者に委託し、各種点検・検査や測定・記録しています。また、設備に関しては、安全上、防災上、衛生上の設備基準等が法令に基いた管理を行ないました。
5. 建物の修繕については、故障箇所及び破損等を早期に発見し、修繕を適切に実施しました。
6. 設備、機器運転等については、無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めました。
7. 防犯・防災については、戸締りなどを徹底することや避難訓練等を実施すると共に警備会社等と連携し、事件・事故防止を図りました。
8. 常に地域の方々が安全に安心して利用できる施設となるよう、また、施設及び設備が最良の状態を利用がなされるよう、総合的に管理を行いました。
9. 清掃業務は、自主清掃と業者による日常清掃を行ない、月一回の定期清掃においては年間計画に沿った清掃作業を実施し、衛生管理上、清潔で居心地の良い施設環境作りに努めました。
10. 毎朝の自主清掃には施設周辺の点検・清掃・美化も含め、施設周囲の環境整備に貢献しました。

### イ 効率的な運営への取組について

地域活動交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、通所介護事業の四部門の機能と専門性を活かし、各部門が地域において、いかに貢献できるかを常に考察しつつ改善と改良を繰り返し、地域の要求に応えられる業務運営を進めました。

効率化のための改善は、部門にとらわれる事無く全職員に随時意見を求め、内容に準じ、適切な改善ができる体制作りをしました。

公の施設の管理者としての地域ケアプラザは「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図ると共に、福祉保健サービスを身近な場所で総合的に提供する。」為の地域の福祉保健活動の拠点と位置づけられ、また「多様化する地域住民のニーズに適切に対応するため、管理に民間の能力も活用し住民へのサービスの向上と経費の節減を図ること」を理解認識し運営しました。

地域住民の誰もが安心して利用できる施設として、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図ると共に、福祉保健の総合窓口として城郷地区の皆様に必要な支援サービス及び最新の情報を提供する事を目的として運営しました。

高齢者人口が区内他地域に比べ少ない地域ではありますが、地域包括支援センターを中心に地域高齢者把握活動を行うことで、一人でも多くの支援が必要な地域高齢者の方々の支援できるよう地域連携でこれに努めました。

高齢者支援、子育て支援、障がい児者支援を行なうとの地域ケアプラザの活動指針に則り、地域関連情報の収集とインフォーマル情報の提供を行い地域ボランティア活動の啓発と支援に役立て、地域福祉保健計画の推進にも貢献できるよう努めました。

運営に当たってはケアプラザの管理者として、全ての事業の活動状況と、地域の福祉保健活動の現状を充分把握し、地域住民による福祉活動の推進を促し、現場目線でケアプラザの活動を検証しながら運営してまいりました。

#### ウ 苦情受付体制について

苦情解決に関しては、施設内に苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置することにより随時適切な対応をいたしました。

在宅介護支援業務及び居宅介護支援業務においては、新規利用者のサービス開始時に苦情解決責任者と苦情受付担当者の設置の事実とその氏名を明確にします。

また、苦情受付担当以外のスタッフも利用者の状況を常に把握し、適切な声かけをすることにより、利用者からの苦情に至らないように努め、利用者の要望も、職員会議等にて報告検討し、これに柔軟に対応しました。

各部門で年2回以上のアンケート調査を実施し、ご利用者の満足度と要望を把握し、最良のサービスの提供を目標に事業運営をしてまいりました。

ご利用者からのニーズ及び要望は、事業開催ごとのアンケートと、各部門別に全体で実施するアンケート調査等で把握する以外に、直接、ご意見を伝えられる場合と、「ご意見箱」への投書等も含め広く調査し、地域からのニーズ、要望、苦情等のご意見の積極的な把握と改善に努めました。

施設内で起こる全ての苦情の総括責任者はケアプラザ所長となり、各部門からの報告を受け随時、真摯な態度で対応し、解決の為の適切な処置を講じました。

また、同時に苦情内容を市役所及び区役所に速やかに報告しました。

法人は弁護士等を委員に迎え、第三者委員を設置し苦情対応を行い、施設にて対応しきれない苦情に対しては、法人本部及び第三者委員との連携により、適切に対処し施設のみならず法人全体として、常にご利用者の要望に応えられるよう努めました。

#### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

防犯対策及び防災対策のマニュアルを基に職員への指導を行い、大規模な事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、関係機関に対して正確な事態発生時の報告を行い、同時に防犯と防災への対応ができるよう体制を整備しています。

施設内の消防計画に則り、防火・防災の為の避難訓練と初期消火訓練、救命訓練等を実施し、緊急事態に備えています。

また「横浜市防災計画」に位置付けられた、災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定を港北区役所と締結しています。

管轄の消防署及び警察署とは、常に連携を取り、防災と防犯の取組みに積極的に参加しました。

衛生面に関する安全管理は、安全衛生委員会を毎月定期及び必要に応じて随時開催して施設内の衛生管理と安全運営に努め、施設の衛生管理から職員の就労と健康に関する問題まで総合的な安全衛生活動を推進しました。

地区センターと連携し、地域の安全防犯活動に協力して、施設周辺の安全管理及び防犯活動等は両施設の職員が率先して行うようにしました。

防犯・防災に関する通達は地域に情報提供し、安心安全な地域づくりに努めました。

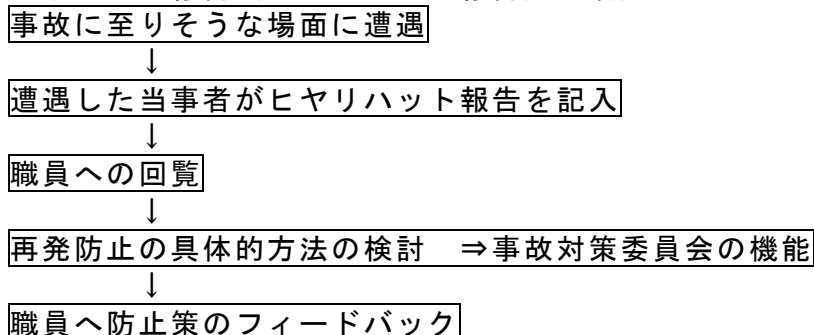
## オ 事故防止への取組について

### 事故防止

事故防止に関しては、所長を委員長とした事故対策委員会を設置し、事例検討会や研修講習を実施し事故防止に対する職員の意識を高めるように努めました。

サービス提供時に発生したヒヤリ・ハットは下記のチャートの流れにしたがい分析と検討を行い、再発防止と事故に関する重要な情報として記録し活用しました。

\* ヒヤリハット報告（インシデント報告）の活用サイクル



\* 業務遂行時のヒヤリハット行為に敏感になり、多くの報告を提出することで事故発生（インシデント）を未然に防ぐ努力をしました。

### 総合的取り組み

ケアプラザ内に所長を委員長、各部署の代表者からなる安全衛生委員会を設け、事故防止、感染症対策、労働衛生等の取り組みを行い、そこで発生したすべての事故を検証し、いかにすれば事故を減少させるか検討しました。

また、近隣の医療機関や小机消防出張所・小机交番・地域防災団体等との緊急時の連絡を密にすると共に、定期的に各機関との意思疎通を行い、指導を受けながら定期的に防災訓練を行いました。

### 具体的な防止策

1. 貸し館の利用者については、災害時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物、危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等の点検、チェックリストを利用した日常の巡視点検を行いました。
2. 横浜市防災計画に基づいた特別避難場所として市と協定書を交わし、在宅要援護者のために応急備蓄物資の保管により救助体制に協力できるようにしています。

## カ 個人情報保護の体制及び取組について

### 個人情報保護に関する取り組み

地域ケアプラザにおいては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有しています。

このため「個人情報の保護に関する法律」等の法令、横浜市の「個人情報保護条例」に従い、法人の「個人情報保護に関する規程」を定め、個人情報の保護と漏洩防止に取り組んでまいりました。

職員を採用した時には「個人情報の保護に関する誓約書」を提出させると共に、採用時研修では個人情報の保護を必須科目として習得させています。

配属後は、年1回以上職場研修を行い、更に職員一人ひとりに「個人情報保護チェックリスト」を用いて、地域交流及び地域包括支援センター職員については年1回以上、通所介護及び居宅介護支援事業職員については年4回チェックを行っています。

他事業所等の個人情報の漏洩事例については、所属別会議(欠席者事例回覧)等で周知すると共に定期的に注意を喚起しました。

個人情報の保護については、ハード面の対策も重要です。このため、個人情報関連書類等は書棚等に施錠して保管しました。

以上の注意事項を踏まえ、個人情報の取り扱いは、以下の要点に注意し法令順守で守秘義務を守り、情報漏洩を防止してまいります。

1. 個人情報に関する記載のある書類の管理は、事務所内施錠可能な棚や引き出し等の適切な保管場所にて厳重管理しています。

2. 施錠管理に関しては、各部門の管理責任者と所長が鍵を所持し管理しています。
3. 直接の担当以外の個人情報の閲覧は管理者及びケアプラザ所長の許可を得て行いました。
4. 個人情報のケアプラザ外への持ち出しを禁止しています。
5. 個人情報記載文書のFAX送信、及び郵送時には個人情報部分をマスキングすることで情報漏洩を防ぎました。
6. 個人情報の開示及び内容の訂正変更等に関しては、利用者本人または契約書代理人の申し入れによってのみ行う事としています。  
また、個人情報の保護に関する施設内研修は随時行い、職員の利用者個人情報の管理意識向上を図りました。

## キ 情報公開への取組について

### 情報公開への取り組み

市の指定管理料等によって運営されているケアプラザの事業は、広く住民に状況が開示されることが当然と受け止め、制度を利用し積極的に情報公開を実施しました。

法人の運営状況等については、法人が発行する「秀峰通信」(年4回発行)やケアプラザの閲覧資料にて公開しています。

また、ホームページで法人及びケアプラザの事業の紹介なども行っています。

介護サービス情報の開示では毎年、第三者機関による確認を経て開示しています。

ケアプラザ窓口には、事業計画・事業報告・予算決算書・第三者評価書等をカウンターに常時備え付け、閲覧に供しています。

以上の取り組みについては、今後も継続すると共に、個人情報の保護を全職員が遵守しました。

運営状況等の情報公開については、ホームページの内容を更に充実させ、アクセスし易いものとなるよう改善しています。

また、個人情報の保護に関する施設内研修は随時行い、職員の利用者個人情報の管理意識の向上を図ります。

## ク 環境等への配慮及び取組について

施設内空調温度の省エネ設定、床暖房・外周照明等のタイムスイッチの設定をこまめに調整し、電力使用量削減を図ります。設定温度は常に指導の範囲であることを確認し、室温は衣類や喚起等により調整し環境を整えました。

ゴミに関しては担当責任者を置き、ゴミの分別を徹底することにより「ヨコハマはG30」の指示指導を厳守し、ゴミの減量とリサイクルに取り組みました。

デイサービス送迎車両も含め、燃料消費削減に努め、なるべく軽自動車を使用し燃費の向上や、排出ガスとCO2排出削減に取り組み、環境汚染と地球温暖化防止に貢献出来るよう勤めました。

訪問や外出に際しては、できるだけ車両の使用を控え、可能な限り公共交通機関を利用しエネルギー資源の節約を実施しました。

日々の業務において、作業効率を上げることで作業時間を短縮し、人件費・エネルギー資源の節約に努めました。

以上は4部門全てにおいて共通に行われ、職員一人ひとりが環境への配慮に関して積極的に取り組むよう指導しました。

施設利用者に対してもケアプラザ施設内の掲示等で協力と理解を求め、地域をあげての活動に広がるよう率先して取り組む姿勢を地域に示すよう努めました。

## 介護保険事業

### ● 介護予防支援事業

#### 《職員体制》

- ・ 保健師等（看護師）（管理者兼務） 1名
- ・ 社会福祉士 1名
- ・ 主任ケアマネジャー 1名

#### 《目標の達成状況》

- ・ 高齢者ができる限り要介護状態にならないように利用者の自立を支援し、介護保険のサービスに加えてインフォーマルサービスも活用しながら生活の質の向上をはかりました。
- ・ 介護保険改正に関しても、スムーズに新たな体制に移行できるようにモニタリングによるサービス調整を行い、自立に向けた計画作成を行いました。

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 実費弁償なし

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域の集まりやケアプラザの広報誌において地域包括支援センターの活動内容のPRを行いました。
- ・ 地域の民生委員や区役所職員・地域のインフォーマルサービスなどと密な連携をとり支援が必要な場合は早めの手立てをしていき要介護状態になることを事前に防ぐための取り組みを行いました。
- ・ 要支援の方でも地域の体操教室やサロン等を積極的に活用しながら、介護保険外のサービスも含めた幅広いサービス提供を行いました。
- ・ 要支援のサービス未利用の方に対しても見守りを行うことにより、必要時にすぐにサービスにつなげることが出来るように支援を行いました。

#### 《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
101	99	97	91	92	91
10月	11月	12月	1月	2月	3月
95	96	98	101	99	102

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名  
 介護支援専門員 常勤専従 5名  
 介護支援専門員 常勤兼務 1名（管理者）

《目標の達成状況》

- ・ケアプラザの包括や地区の高齢者支援担当との連携を図り、困難事例にも積極的に対応しました。
- ・病院との連携を図り、スムーズな退院、在宅復帰が出来るような支援を行いました。
- ・城郷地域に重点をおいて支援し、地域の福祉向上に貢献しました。
- ・従業員満足度を高め、顧客満足度の向上に努めました。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》  
 なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・介護支援専門員6人体制を生かしてカンファレンスによるチームケアを行いました。
- ・地域の研修会や行事に協力しました。
- ・毎月の法人内研修、業務改善会議等で、自己研鑽、職場環境改善を図り、職員の援助技術向上に努め、やりがいのある職場実現に努めています。

《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
215	221	220	221	218	214
10月	11月	12月	1月	2月	3月
212	215	216	214	205	214

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要介護1）	715円
（要介護2）	840円
（要介護3）	971円
（要介護4）	1,102円
（要介護5）	1,231円

- 食費負担 700円
- 入浴介助加算 53円
- 個別機能訓練加算（I） 45円
- 処遇改善加算（I）利用者負担1.9%加算

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:35～16:35

《職員体制》

- ・ 管理者 (常勤) 1名 (兼務)
- ・ 生活相談員 (常勤) 3名 (兼務)
- ・ 介護職員 (常勤) 11名 (非常勤) 5名
- ・ 機能訓練指導員 (常勤) 3名 (兼務) (非常勤) 3名(兼務)

《目標の達成状況》

ご利用者本位のサービス提供のみならず、可能な限りご家族のご要望にも適宜お応えできたと思えます。又、法改正によりデイの時間が延長となりましたが特に混乱することなくより多くのサービスが提供できました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

水彩画、絵手紙、陶芸等の教室を定期的に開催しており、職員による企画や小グループによる活動も充実しております。

《利用者実績（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
888	951	940	1001	979	951
10月	11月	12月	1月	2月	3月
947	915	825	820	816	902



● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
  - （要支援1） 2,213円
  - （要支援2） 4,432円
- 食費負担 700円

- 処遇改善加算（I）利用者負担1.9%加算

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9：35～16：35

《職員体制》

- ・管理者（常勤）1名（兼務）
- ・生活相談員（常勤）3名（兼務）
- ・介護職員（常勤）11名（非常勤）5名
- ・機能訓練指導員（常勤）3名（兼務）（非常勤）3名（兼務）

《目標の達成状況》

地域包括支援センターと常に連携し、予防のご利用者を積極的に受け入れ地域の予防活動に貢献して参りました。  
介護予防における機能訓練も充実しております。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

水彩画、絵手紙、陶芸等の教室を定期的に開催しており、職員による企画や小グループによる活動も充実しております。

《利用者実績（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
22	23	24	22	24	23
10月	11月	12月	1月	2月	3月
22	21	21	23	22	24

## 認知症対応型通所介護事業

### 《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス

### 《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
  - （要介護1） 1,098円
  - （要介護2） 1,217円
  - （要介護3） 1,336円
  - （要介護4） 1,455円
  - （要介護5） 1,575円
- 食費負担 700円
- 入浴介助加算 54円
- サービス提供体制強化加算（I） 13円
- 処遇改善加算（I）利用者負担2.9%加算

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:35～16:35

### 《職員体制》

- ・ 管理者 （常勤）1名（兼務）
- ・ 生活相談員 （常勤）3名（兼務）
- ・ 介護職員 （常勤）4名 （非常勤）3名
- ・ 機能訓練指導員（常勤）3名（兼務） （非常勤）1名

### 《目標の達成状況》

少人数制である事を生かし、各ご利用者にあった個別対応に努めて参りました。認知症の進行防止と共に身体面の維持向上にも努めております。ご利用者を第一に考え、ご家族との連携をとり、進めて参りました。

### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

無理なくその方に見合った一日を過ごして頂けるように努めてまいります。ご利用者やご家族のニーズにお応えできますよう、職員一同連携をとり、進めて参りました。

### 《利用者実績（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
245	237	253	265	280	271
10月	11月	12月	1月	2月	3月
271	272	256	253	250	279

## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・こども・障がい分野への対応）

一次相談窓口として、ご相談者のニーズを把握し、介護保険分野に該当するご相談については、地域包括支援センターや在籍する居宅介護支援スタッフへつなぎながら、地域の民生児童委員、主任児童委員の協力を得て、地域にある社会資源情報を提供し、同活動団体へと橋渡しを行いました。

またインフォーマルサービスだけで対応しきれない課題を有する場合は、速やかに港北福祉保健センターや、港北区自立支援協議会等の自立支援法、児童福祉法に基づく専門機関やサービス提供団体に報告し連携対応してまいりました。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ・地域活動交流と地域包括支援センターとの共同で、ボランティア交流会開催や地域ボランティア活動団体への後方支援を進めました。
- ・地域包括支援センターと地域活動交流の両部門が連携を取り、地域にある自立化した体操教室への支援を行なうとともに、地域包括支援センターで関わりの多い年代よりも若い世代に向けて体操教室を実施することにより、その世代が高齢者になる前段階での介護予防への取り組みを行うなど、両部門の特徴を生かした連携を行っていきます。また事業の企画に関しても2部門の活動にそれぞれの業務特性を活かした意見が反映できる体制作りを進めました。
- ・ケアプラザの事業の案内に関しても、両部門の把握している個人や団体に対してそれぞれが積極的に集客を行うことで広い範囲への周知が可能になり、一人でも多くの地域の方々がケアプラザに興味を持ち、事業に参加していただくと同時に、地域の情報把握にも2部門が協働して進められるよう努めています。
- ・ケアプラザにおける活動において、地域活動交流と地域包括支援センターの連携が今後さらに必要とされると考え、積極的な連携を行うことにより、城郷地区の地域作りへの支援をケアプラザ全体で行ないました。

### 3 職員体制・育成

#### 1 地域活動交流、地域包括支援センター職員の確保、配置について

職員の体制については、専門的な教育を受けた経験者の採用を軸に、資格取得未経験者の採用も含め積極的な人員確保を行いました。

また、地域活動交流では地域の人材をサブコーディネーターに採用し、地域の人材資源を活用し、より地域に溶け込めるよう努めました。

必要な人材を必要な部門に配属しそれぞれの持つ能力が十分に発揮できる職場環境を整備し、職員の研修参加や資格取得支援等の職員教育に努めました。

職員の職場定着がサービス、作業効率両面に有効と考え定着率を上げ、長期安定の職場環境の整備に努めました。

福祉保健活動に関する知識及び地域サービスの基礎知識を法人内外の研修と職場内研修により職員に継続的に指導しました。

また各専門職員に対しては介護保険法等の改正により必要となった最新情報を随時研修及び説明会に参加させることにより職員の技量の向上を図りました。

研修は年間計画を基に参加しますが、計画外の研修であっても、必要に応じて参加させました。

#### 4 地域福祉のネットワーク構築

当該地区における第2期横浜市地域福祉保健計画「たすけあうまち城郷」を基盤に、第1期計画期間に立ち上がった複数の地区ボランティア団体相互の連絡会を設立し、運営委員会組織で「城郷地区ボランティア連絡会」を立ち上げました。第1回の連絡会はボランティア活動団体の紹介と活動のアピール発表しました。その後、身近な地域課題を共有し、1期までには顕在化していなかった、様々な新しい地域福祉課題（担い手不足への対応や地域の子どもたちを見据えた担い手育成等）への対応を盛り込みつつ、解決に向けて必要な情報が世代や立場を超えて共有されるような仕組みづくりの後方支援を励行しています。

#### 5 区行政との協働

横浜市港北福祉保健センターを軸とし、港北区社会福祉協議会、城郷地区社会福祉協議会、港北区自立支援協議会、港北区内地域ケアプラザ、病院及び医療機関、保育園、幼稚園、小学校、中学校、地区センター、警察、消防署等の公的機関と連携し地域における福祉保健の窓口であり、地域住民に対する福祉保健情報の発信源としての役割を果たせるよう努めました。

また、当該地区では、区の高齢者支援担当と当地域包括支援センターの協働による、介護予防支援事業が活発であることから、高齢者支援事業において当地域交流は、当地域包括支援センターとの連携強化を継続して実施してきました。

また、平成21年度に自立化した精神保健サロンや、22年度に城郷地区としてケアプラザが共催して実施している障がい児放課後支援事業をはじめ、各種障がいに対する地域住民の正しい理解を今後も継続的に呼びかけながら、インフォーマルサービス提供を発展させつつ、併せて障がい児者及びご家族と協力ボランティアの地域の中で顔の見える関係づくりをさらに構築しています。

### 地域活動交流部門

#### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

介護予防分野においては、地域包括支援センターとの定期的な四職種会議の場を活用し最新情報を入手し、地域の皆さまにわかりやすい表現に配慮しながら、周知に努めています。また、障がい分野においては、港北区自立支援協議会への定期参加の継続により、顔の見える関係作りを継続しています。同協議会にて頂いた情報をチラシや、ツイッターなどの媒体を活用し、地域のみなさまに広く周知に努めました。子育て分野においては、ひきつづき、主任児童委員や「どろっぷ」の地区担当との連携の中から必要な情報の発信に努めています。

#### 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

福祉保健活動団体についてはケアプラザの「支援団体」として、定期的継続的な介護予防活動を実施しやすいように配慮しました。具体的には、一般利用団体の貸館申込にさきがけ、月2回以内での年間活動計画書をご提出いただき、地域の保健活動の推進に配慮しました。複数の団体により活動希望日が重なった場合は、ケアプラザにてご利用日数を配分し、団体区分による不公平なく対応できるように努めました。

### 3 自主企画事業

港北福祉保健センターをはじめとする、公的機関との連携のもと、城郷地域の現状と課題を共有しながら、アンケートや口コミといった多角的な地域情報の中から聞こえてくるニーズを察知し、地域の理解や知識を深めるとともに、必要な事業展開を実施しました。またニーズは必ずしも聞こえてこない、見えてこない、ことを念頭におきつつ、地域をまわりながら、地域ニーズの収集を怠りなく進めました。

### 4 ボランティアの育成及びコーディネート

ひっとプラン港北地区別計画「たすけあうまち城郷」で立ち上げ推進中の「ボランティア連絡協議会」の後方支援を通して当該地域のボランティア団体支援を継続しました。また、ボランティアの高齢化と若い担い手の減少化の2点に着目し、城郷中学校区を共有する菅田地域ケアプラザ（神奈川区）、東本郷地域ケアプラザ（緑区）等との協働企画、中学生のための「ちょいボラサポーターズ CLUB」を継続発展させ、地域の子ども達が既存の地域ボランティアの方々との交流を通して、自分たちの町でできるボランティアについて気軽に取り組める体制づくりを推進しました。

# 地域包括支援センター

## 1 総合相談

### 総合相談支援（総合相談）

- ・医療機関からの相談に迅速に対応をして、退院時にスムーズに在宅への生活に移行できるように支援を行ないました。
- ・サービスが必要な時に必要なサービスにつなげることが出来るように、日頃から地域の社会資源に関する情報収集を行うことで、相談者のニーズに適した支援を行ないました。
- ・相談者のニーズ把握を行うことで、関係する専門機関や行政機関と緊密な連携を行い、相談者のニーズに沿った制度・サービスにつなげ生活の安定をはかりました。
- ・いつでも気軽に相談が出来るように、地域住民との顔の見える関係作りを継続して行ないました。
- ・介護保険の暫定でのサービス利用など、緊急にサービス導入が必要なケースにはその日のうちに対応するなど、状況に応じた対応を行ないました。

### 総合相談（実態把握）

- ・地域住民による見守りの後方支援を行ないながら、必要な方には迅速に対応をして、スムーズに各種サービスにつなげるよう支援を行ないました。
- ・地域の身近な相談窓口として老人クラブ・地域のサロン・ミニデイサービス・自主化した体操教室等地域の身近な集まりに出向き、状況確認とニーズ把握を行いながら相談しやすい環境作りを継続して行ないました。
- ・地域の有償家事ボランティアの「城郷ふれあいの会」や民生委員・市営住宅の相談員など地域の関係する団体と情報共有を行うことで連携を深め、必要なケースには同行訪問をするなど地域での見守り、実態把握を継続して行ないました。

## 2 権利擁護

### 権利擁護（権利擁護）

- ・成年後見制度や遺言など地域住民に分かり易く伝える為に、今年度は行政書士による寸劇と個別相談会を行うことで、制度に対する理解を深めるとともに、個別に対応が必要な相続・遺言に対する対応も行ないました。
- ・振り込め詐欺や消費者被害予防のため、地域の老人クラブや体操教室 OB 会に出向き、最新の消費者被害の手口や地域で実際に起こった事例を伝えるなど、被害防止に向けた取り組みを継続して行ないました。
- ・実際に消費者被害に遭っているケースでは、ケアマネジャー・行政・区社協あんしんセンター・民生委員等関係機関と連携を行いながら、見守りの継続を行ないました。
- ・成年後見制度については、地域の集まりでの周知はもちろんのこと、必要な方に個別に案内を行い専門職に繋げるなど、個々のケースに合った対応を行ないました。

### 権利擁護（高齢者虐待）

- ・ケアプラザで行うサロンや事業、ケアプラザに来所をされた方に向けて港北区で作成した高齢者虐待防止の案内入りのティッシュを配布することで、今までとは異なった層に向けた周知を行ないました。
- ・港北区で作成をしたポスターに関して、今年度は行政の協力のもと歯科医師会を通じて歯科医院に配布をするなど、高齢者虐待に関する周知の継続を行ないました。
- ・行政と協力して高齢者虐待防止連絡会・分科会のネットワークを開催し、関係機関と継続した関係を築き、実際のケース対応での連携が行いやすいように、ネットワークの維持・強化を行ないました。
- ・行政との協力のもとケアマネジャーやサービス事業所等実際に高齢者虐待に関わる機会の高い職種に向けて研修会を行い、対応が困難な高齢者虐待への関わりについて区や包括とスムーズな連携が出来るように努力しました。
- ・個別のケース対応では、区役所の保健師・CW との連携のもと、養護者を含む世帯全体の支援を行ない、被虐待者が入所をした後も養護者支援を行なうなど、必要な対応を行ないました。

### 権利擁護（認知症）

- ・一般の地域住民に対しては認知症の理解の啓発活動の一環としてのぞみクリニック河原先生の「認知症の理解について」講演会を開催しました。また、城郷小学校、小机小学校 5・6 年生を対象に高齢者の理解と認知症の理解についての講演会を開催しました。また、支えあい連絡会推進委員の方々に対しても認知症啓蒙活動を行いました。そのことで認知症になっても安心して暮らせる城郷小机の地域にしていくように努めました。

## 3 介護予防マネジメント

### 二次予防対象者把握

- ・各地域団体、体操教室利用者、ケアプラザ利用者などに声をかけ、基本チェックリストを実施し二次予防事業対象者の把握につとめました。
- ・包括として把握しているケースを参考に個別訪問を行った際に基本チェックリストを実施し二次予防事業対象者の発掘につとめました。
- ・民生委員と協力し活動を通じて把握している、二次予防事業対象者の情報を把握し必要があれば定期訪問などをして見守り体制を強めていきました。
- ・体力向上プログラム（簡単ヨガ教室）の参加者に基本チェックリストを実施し二次予防事業対象者を把握しました。
- ・上記の方法でチェックリストをおこなった結果 20 名の該当者が見付き、区役所に報告し登録いたしました。該当者は継続して包括で支援しています。

### 介護予防ケアマネジメント力

- ・チェックリストでの該当者の中で訪問事業につながるケースは今年度は見付きませんでした。ケアプラザで行われる事業や地域での支援事業に皆さん参加されており引き続き支援をしています。
- ・元気つくりステーション事業開始に向け地域のアセスメントをし、自主的な活動を目指していけるグループ作りを区と協力し、4 月より岸根地区で開催できるまで準備が出来ました。
- ・包括で担当している要支援の利用者へはそれぞれの担当者が適切な介護予防サービスをプラン立てして適切にサービスを利用することで現在の状態を長く維持でき、寝たきりにならないように支援を継続して行っています。

#### 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

##### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・ケアプラザの自主事業や民生委員・地域のボランティア団体の定例会で介護保険制度の概要等の説明を行いました。
- ・ケアマネジャーと民生委員との情報交換会を実施し、地域の高齢者の状況及び支援の課題について話し合いました。24年度から実施した地域見守り事業の取り組みについての報告会も実施しました。
- ・エリア内の介護保険サービス事業所内容（インフォーマル情報誌・通所介護アピールシート）更新し、各居宅事業所に配布しました。
- ・支えあい連絡会で23年度に引き続き見守り事業構築に向けて、アンケートから見えてきた見守り希望者を地域での組織体制を作り、地域住民と一緒に解決していく取り組みを行いました。特に見守りを支援する地域の方々を対象とする研修会なども開催しました。（個人情報保護について・活動報告会）
- ・民生委員と一人暮らしの高齢者の把握したものをマップに落とし込み災害時の安否確認をできるネットワーク作りの組織化していく準備をしました。
- ・孤独死防止のために男同志の昼食会「ダン・ラン」に参加を促すために民生委員と連携して、広がりを深めていきました。
- ・介護セミナーを開催し介護している方や一般の方に「医療講座」「認知症の理解」「難聴の話」「成年後見制度」年5回開催しました。

##### 医療・介護の連携推進支援

- ・区内全包括と区役所との協働で、ケアマネジャー、港北区医師会、歯科医師会、薬剤師会との情報交換会を行いました。24年度から港北区高齢者支援ネットワークの準備会を立ち上げ25年度から本格的な動きをしていくこととなりました。
- ・南部合同ケアカンファではケアマネジャーと往診医との交流会を行い医師とケアマネジャーとの顔の見える関係づくりを実施しました。
- ・エリアの診療所・薬局・歯科へ定期訪問し、ケアマネジャーへの情報を提供していききました。

##### ケアマネジャー支援

- ・ガンバ港北、区、包括共催でケアマネジャー同士の連携支援及びスキルアップを目的に勉強会を開催しました。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護・認知症・精神疾患・契約について」（4回/年）
- ・包括合同・南部合同ケアカンファでは年6回ケアマネジャーの研修会を開催しました。「不眠について・事例検討会・口腔ケア・医療連携・訪問看護連携・高次脳機能障害」
- ・区内包括看護職と合同に「インフォーマルサービスを活用したケアプランの立て方」をテーマに介護予防支援従事者研修（予防プラン研修）を開催しました。
- ・新人・就労ケアマネジャーへの支援については区役所と合同で実習を年3回実施しました。
- 「一般行政サービス・施設見学（特養ささえあい新吉田・ナーシングプラザ港北）・認定調査（ロールプレー）」



## 介護予防事業

### 介護予防事業

- ・ ケアプラザ多目的ホールで今年度は10月から11月にかけて5回「体力向上プログラム」として「簡単ヨガ教室」を開催し70歳代中心の方が17名ほど参加しました。参加された方が継続して介護予防に取り組んでいけるよう引き続き支援をしていきます。
- ・ 自立化した体操教室への支援策として4団体の体操教室の体力測定を行い、測定結果を元に体操の継続を推進してきました。引き続き各教室の継続支援をしていきます。
- ・ 隣接する区（神奈川区）の2ケアプラザと共催で岸根公園にて介護予防の教室を1日開催しました。（11月9日）30名近い参加者がありよい交流会が出来ました。岸根地区の参加者は継続して元気づくりステーション「岸根ウォーキング倶楽部」に参加していきます。

## その他

- ・ 港北区内の地域包括支援センターと地域交流の連携を深める為、今年度も四職種連絡会を開催し各ケアプラザの顔の見える関係作りを行い連携を深めました。
- ・ 高齢者専用の市営住宅の住民に向けて、市営住宅の相談員と連携を取りながら個別訪問を行いました。又心配なケースがあった際は相談員からも連絡が入り支援して行きました。
- ・ 介護者や地域住民に向けてケアプラザ協力医による講演会を2回行い、それぞれ40名近い参加者があり医療に関する知識を深めることが出来ました。月1回行っている協力医による相談会にも個別に相談者がきて、先生と直接お話をして行きました。

# 平成24年度 地域ケアプラザ収支報告書

施設名: 城郷小机地域ケアプラザ

平成24年4月1日～平成25年3月31日  
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応型 通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料収入	17,691	22,144	135					
	介護保険収入				5,281	48,926	113,059	11,487	46,304
	その他	0	0	0	0	0	610	0	0
	委託料(地域包括支援センター相談体制強化事業)								
	雑収入等						610		
	<b>収入合計(A)</b>	<b>17,691</b>	<b>22,144</b>	<b>135</b>	<b>5,281</b>	<b>48,926</b>	<b>113,669</b>	<b>11,487</b>	<b>46,304</b>
支出	人件費	11,741	19,873			31,926	85,666		28,555
	事務費	1,080	911			2,200	6,740		2,247
	事業費	482	101	135		162	9,539		3,180
	管理費	5,343	1,420			728	11,326		3,775
	その他	629	1,111	0	1,186	0	2,993	0	998
	施設使用料相当額						2,993		998
	消費税・指定額等	629	1,111						
委託料				1,186					
<b>支出合計(B)</b>	<b>19,275</b>	<b>23,416</b>	<b>135</b>	<b>1,186</b>	<b>35,016</b>	<b>116,263</b>	<b>0</b>	<b>38,754</b>	
<b>収支 (A) - (B)</b>	<b>-1,584</b>	<b>-1,272</b>	<b>0</b>	<b>4,094</b>	<b>13,910</b>	<b>-2,594</b>	<b>11,487</b>	<b>7,550</b>	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。